

「歴史公文書の選別基準」について

1 歴史公文書の選別の基準に関する基本的考え方

1 方針

国のガイドラインに準じて、歴史資料として重要な文書の基準を定めることとする。

2 歴史公文書の基準

歴史資料として重要な文書は、次のとおり。

(1) 原則

- 1) 県の機関及び地方独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

(2) 重要な政策事項等

県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく、その教訓が将来に活かされるような特に重要なもので、知事が別に定めるもの

例：水俣病対策に関する事項、川辺川ダム問題に関する事項 等

2 「歴史公文書の選別基準」に基づく具体的取扱い

「1の2 歴史公文書の基準」に該当するものについては、各実施機関等が、各実施機関等の規則その他の規程で定める「行政文書の作成・分類・保存の基準」の性質区分毎に「保存期間満了時の措置」として「移管」の措置を定めるものとする。

(参考) 歴史公文書の選別基準に関する「基本的考え方」の整理

国	熊本県(案)
行政文書等の管理に関するガイドライン 別表第2「保存期間満了時の措置の設定基準」	「歴史資料として重要な文書」として知事が規則で定める基準(案)
基本的考え方 【 】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書	基本的考え方 (1) 県の機関及び地方独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
【 】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書	(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
【 】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書	(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
【 】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書	(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。 阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催等	基本的考え方に照らして、 <u>県と県民</u> が記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく、その教訓が将来に活かされるような特に重要なもの 例示：水俣病対策に関する事項、川辺川ダム問題に関する事項 等
昭和27年度までに作成・取得された文書については、原則として移管	国は、この歴史公文書の選別基準を現在保有している全ての文書に適用させるため、過去の文書についても、歴史公文書の選別基準の対象となるが、県は条例の適用の対象を、平成24年4月以降に作成又は取得した文書としているため、過去の文書を歴史公文書の選別基準の対象とすることはできない。 ただし、県では、条例の附則により過去の文書についても、永久保存文書は歴史公文書とみなし、また期間を定めて保存している文書は、保存期間満了後、この歴史公文書の選別基準の例により、実施機関が移管又は廃棄の措置を決定することとし、廃棄に際しては、「歴史公文書の選別基準に該当するか否か」管理委員会の意見を聴くこととしている。
上記に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。	全ての事務及び事業について、「行政文書の作成・分類・保存の基準」を定め、性質区分毎に「保存期間満了時の措置」を定めるため不要。